

日本への医療渡航に向けて

日本への医療渡航が選ばれる3つの理由

医療品質の高さ

日本では専門知識・技能を持つ医療スタッフによって最先端の医療サービスが提供されており、実際に日本で治療を受けた患者の方々から医療品質が評価されています。

渡航の簡便さ

飛行機以外の渡航オプションがあることや、移動にかかる時間や費用が少ないこと等、様々な観点から日本は渡航しやすい国として挙げられています。

国・地域としての安心感

日本の安全性は世界的にも評価されている上、同じアジア圏であり文化的親和性もあるため、安心して渡航・受診しやすいとの声が上がっています。

渡航の流れ

渡航準備の開始



医療渡航に向けては、医療機関との連絡や医療滞在ビザの取得など、多くの手続きが発生します。

まずは、国際メディカル・コーディネイト事業者等に相談し、サポートを受けましょう。

これは負担の軽減にもつながり得ます。

相談に向けては、現在の病状、これまでの医療情報（レポートや画像を含む）、希望する医療機関、予算、来日希望時期などの情報を用意しておきましょう。

医療機関との調整



国際メディカル・コーディネイト事業者を経由して、渡航先となる医療機関への問合せを実施します。

受入可否・治療内容・期間・費用などの詳細情報が、医療機関から国際メディカル・コーディネイト事業者に提供されますので、それらの回答を参考にして滞在を調整しましょう。

※医療機関への問合せ自体が、セカンドオピニオンとして有料となる場合もございます。

※医療機関から返答が届くまでに、問い合わせから2週間程度の期間を要する場合もあるため、時間の余裕をもって調整を進めましょう。

概算費用の前払い



医療機関への治療費の支払いは国際メディカル・コーディネイト事業者が代行します。

金銭面の不安を減らし安心して渡航するために、上の調整を経て提示された概算費用を、国際メディカル・コーディネイト事業者に対して原則前払いしましょう。

なお、実際の治療費が概算治療費よりも少ない場合は、差額分が返金されます。

逆に、実際の治療費が概算治療費よりも多い場合は、差額分を日本にいる間に追加で支払う必要があります。

返金や追加支払いの方法も、あらかじめ確認しておきましょう。

ビザの手配



日本への入国にはビザ（査証）が必要です。

ビザがない場合には、国際メディカル・コーディネイト事業者が医療滞在ビザの取得サポートを行っていますので、相談することも可能です。

ビザを既に持っている場合は、有効期限や滞在可能日数を確認しましょう。



渡航・治療

渡航にあたっては、国際メディカル・コーディネイト事業者が送迎等の必要なサポートを手配することができます。
なお、入院時のサポートも、国際メディカル・コーディネイト事業者や医療機関が行うため、付き添いは最小限の人数で問題ありません。



治療費の精算

渡航前に国際メディカル・コーディネイト事業者に前払いした概算治療費を基に、治療後に、実際にかかった費用を精算します。
そのため、通常の場合、医療機関での支払いは不要です。

なおこの費用には、病院での検査や治療にかかった費用だけでなく、通訳や翻訳などの費用も含まれます。



帰国後のフォローアップ

日本での治療後のフォローアップは、自国の主治医に適切に行ってもらう必要があります。

その上で、国際メディカル・コーディネイト事業者に定期的に病状や検査結果を送って、日本の病院でも確認してもらいましょう。

よくある質問

Q 日本で治療を受けるメリットは何ですか？

A 日本では、高い専門知識・技能を持つ医療スタッフが治療の前後を含めて連携し、最先端の医療サービスを提供しています。

実際に日本で治療を受けた中国の患者の方々の声：



地元の病院では体の負担を考慮して手術は推奨されなかったが、実績のある日本の病院であれば手術ができるかもしれないと知人から聞いて渡航を検討した。



薬剤師による服薬指導、栄養士による食事指導など、退院前に専門家から帰国後の生活を見据えたアドバイスを受けられて感激した。

Q 病気を抱えていても、日本へ渡航して治療を受けることができますか？

A これまでも多くの患者の方々が日本へ渡航し、治療を受けられています。

実際に日本への医療渡航を経験した患者の方々からは、飛行機だけでなく船での渡航も可能であること・移動にかかる時間や費用が少ないことから、日本は渡航しやすい国として挙げられています。

Q 日本語ができなくても、安心して日本で医療を受けられますか？

A 患者の方々のニーズに合わせて、治療・滞在をサポートする体制を整えることができるため、言語面を含めて安心して滞在することが可能です。
例えば、渡航の際には、国際メディカル・コーディネイト事業者が、空港での送迎・ホテルチェックインサポート・病院への送迎などをアレンジすることができます。治療の際には、医療通訳を手配し、病院内で必要な通訳を提供することも可能です。

Q 医療滞在ビザ手続きをはじめとする渡航準備にはどれくらいの時間がかかりますか？

A 医療滞在ビザ手続きや医療機関の受入準備の観点から、渡航準備はおおよそ1~2カ月の想定が必要です。

医療機関の受入判断に向けた医療情報の提供や、医療ビザ申請については、国際メディカル・コーディネイト事業者等のサポートを受けて進められる患者の方々が多くいらっしゃいます。

Q 日本への医療渡航についてより詳しく知るためには、どうすればよいですか？

A 検討から医療渡航、帰国までの大まかな流れは、ページ上部の「渡航の流れ」をご参照ください。

より詳しくご検討を進める際は、国際メディカル・コーディネイト事業者とコンタクトを取り、渡航に関する相談を進めることから始めてみてはいかがでしょうか。

渡航準備の開始・補足

国際メディカル・コーディネート事業者とは何ですか？

国際メディカル・コーディネート事業者とは、日本での医療サービスの受診を希望する渡航受診者に対し、受け入れ医療機関とのマッチング、医療サービス受診に係る費用の支払い代行、通訳派遣、その他受け入れに関わるサポートなどの医療コーディネートサービスを提供する事業者を指します。

海外在住の外国人患者が日本の医療機関での治療を希望する場合、国際メディカル・コーディネート事業者に医療機関での受け入れのアレンジを任せることが、スムーズに医療を受けるための近道となります。

なお、国際メディカル・コーディネート事業者協会（JIMCA）は、国際メディカル・コーディネート事業者が遵守すべきガイドラインを定め、渡航受診者が安全な医療を受けられるよう環境整備を行っています。

どの事業者に連絡したらよいか分からない場合には、まずはJIMCAに相談してみましょう。

日本への渡航は簡単にできますか？

外国に渡航して医療サービスを受ける際には、治療が長期にわたる可能性や、治療後のフォローアップのために複数回渡航が必要になる可能性について事前に想定しておく必要があります。

また、アクセスが容易な場所を渡航先に選択することで、必要に応じて行ったり来たりすることも可能となるため、柔軟な治療計画を組むことができます。

日本は、東南アジアから距離的に近いだけでなく、どの地域に行くにしても国際空港も多く、国内の移動も比較的容易です。

そのため、国際メディカル・コーディネート事業者を通じて医療機関に相談しながら、都合に合わせた渡航スケジュール、治療スケジュールを組むことが可能です。

例えば、がん治療を受ける際に、化学療法1クール終了後、次のクール開始前にいったん帰国することも選択肢となり得ます。

概算費用の前払い・補足

前払い時に、気を付ける点はありますか？

- 概算費用には、医療機関が提示する概算治療費の他に、コーディネートに必要な料金も含まれますので、併せて支払う必要があります。
- 送金から送金確認まで時間を要する場合がありますため、注意しましょう。
- 国によっては、銀行が送金時に追加書類を求める場合もあるため、事前に確認するようにしてください。

ビザの手配・補足

医療滞在ビザとは何ですか？

日本入国には原則としてビザ（査証）が必要です。（ただし、ビザ免除国の国籍を持つ人は入国時にビザが必要ではない場合もあります。）

なかでも、医療滞在ビザとは、日本の医療機関で医療を受けることを目的として訪日する外国人患者等とその同伴者に対し発給されるものです。（人間ドック、健康診断、検診、歯科治療、温泉湯治を含む療養等も対象となります。）

外国人患者等および同伴者が医療滞在ビザの申請を行う際には、医療滞在ビザの身元保証機関から身元保証を受ける必要があります。

医療滞在ビザの身元保証機関として登録されている国際メディカル・コーディネート事業者であれば、これらの手続きを行うことが可能です。

なお、上陸が許可される期間は通常90日以内で、短期滞在の場合は、パスポートに貼付される上陸許可に通常90日以内の日数が在留期限として記載されています。上陸許可に記載されている期日までに日本から出国する必要がありますので、日本で医療機関を受診する場合には、在留期限内に治療を終了し帰国可能かどうかを事前に確認しておきましょう。

医療滞在ビザ取得までどれくらいかかりますか？

医療滞在ビザ取得までは、国際メディカル・コーディネート事業者が医療情報をすべて過不足なく受け取ってから、最低でも2週間程度かかります。

なお、医療機関側の受け入れのタイミング調整等も考慮して、およそ1~2か月先の渡航を想定することをおすすめします。

もし緊急治療が必要な場合は、自国での治療をまず開始して、その後の治療を日本で行うことも検討しましょう。

渡航・治療・補足

日本では、治安を気にせず滞在することができますか？

日本の安全性、特に医療・健康環境の安全性は世界的にも評価されており、安心して渡航・受診できる環境が整っています。

例えば、『The Safe Cities Index 2021』では、東京が総合スコアで第5位、医療・健康環境の安全性（Health Security）カテゴリでは、東京、大阪がそれぞれ第1位、第5位とされており、世界60都市の中でも非常に高い評価を受けています。

日本の病院を受診するときに、言語面等においてどのように対応すればよいですか？

日本での滞在中は、国際メディカル・コーディネーター事業者が言語面等でのサポートを行うことができます。

例えば、空港での送迎、ホテルチェックインサポート、病院への送迎などを手配することが可能です。

治療の際には、医療通訳を手配して必要な通訳を提供することもできます。

例えば、手術後に24時間体制でのケアが必要な場合は、医療通訳についても24時間体制で対応します。

※医療通訳は医師・病院側の判断に基づき要・不要が決定されますので、受診者はコーディネーターと相談しながら医療通訳派遣について病院側と調整することになります。医療通訳の料金は、時間当たりの料金に沿って、実際に稼働した時間によって精算されます。単価はコーディネーター毎に決まっていますので、事前に確認するようにしてください。

※他言語での直接対応が可能な医師や看護師のいる病院は少ないため、ご注意ください。

日本の病院を受診するときに、気を付ける点がありますか？

- 日本の医療機関では、入院中は原則として病院スタッフが患者の世話をしますので、同行者の数は最小限にしましょう。世話が必要な子供を病院に連れていかないようにしましょう。
- 予約が入っていても、救急患者等を優先する場合がありますので、予約時間どおりに診察が進むわけではありません。待ち時間が発生することも想定しておいてください。
- 病院側に示していなかった情報がある場合、それが原因で受け入れが中止となる可能性があります。国際メディカル・コーディネーター事業者を介して、事前にすべての医療情報を日本の病院に提出するようにしてください。
- 病院は事前に相談している疾患について治療を行います。来日後、別の疾患について相談することは避けましょう。相談したい事項が複数ある場合は、国際メディカル・コーディネーター事業者が医療機関と調整を行います。場合によっては、日本滞在中に複数の医療機関で受診できるよう手配しますので、あらかじめ希望を伝えるようにしてください。

治療費の精算・補足

返金・追加支払いが必要な場合、どのように対応すればよいですか？

日本での治療が終了した後、国際メディカル・コーディネーター事業者が、前払いを受けた金額の範囲内で、医療機関との精算を行います。

精算に際しては、医療機関からの請求書等、実際の医療費についての証憑（支払いの証拠となる書類）を、国際メディカル・コーディネーター事業者に求めるようにしてください。

精算の結果、預り金の残高がある場合は、送金を受けた口座へ返金されます。なお、別の口座への返金を希望される場合には、送金元の口座の保有者と別の口座の保有者との関係を示す書類が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

逆に、預り金よりも多くの費用が発生した場合（例：事前に想定していなかった治療を追加実施した）は、追加の支払いが必要になる場合があります。

国際メディカル・コーディネーター事業者から十分な説明を受けてから、支払いに進むようにしましょう。

保険を適用することができますか？

日本での医療をカバー対象としている国際医療保険に加入している場合、治療費について後日払い戻しが受けられる場合があります。

日本の医療機関からの請求書のほか、加入している保険の申請用紙を事前にコーディネーターに提出し、治療終了後速やかに書類に記入してもらえよう準備しましょう。

また、通訳費用やコーディネーター費用など、医療費以外も保険適用となる場合がありますので、加入している保険がカバーしている項目を事前に確認しておくことも重要です。

なお、日本以外に在住の方が、日本での治療のために日本の公的医療保険に入ることは法令違反となりますので、ご注意ください。

参考情報

- [医療滞在ビザについてのご案内（外務省HP）](#)
- [医療滞在ビザ身元保証機関リスト（外務省HP経済産業省登録）](#)
- [医療滞在ビザ身元保証機関リスト（外務省HP観光庁登録）](#)
- [Japan Hospital Search（Japan International Hospitals検索）](#)

このページは、経済産業省の委託事業である令和4年度「ヘルスケア産業国際展開推進事業(医療国際展開推進事業)」により、JIMCAが作成したものです。

©2023 経済産業省

Copyright Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.